

ヘラルド新聞の條約改正論
條約改正談判の中止は其責の歸する所を尋ねば外
形に於て日本は在りて云ふも其裏面は則ち然らず詰り

多年の談判は成る可らざるの談を談したるものとして
遂に漸く實際に迫りて中止の姿を現はしたるものなり
この次第は過般來我輩が毎度論ずる所あれどもヘラル
ド新聞は事の情を問はずして外形のみに付き中止の原
因は外國に在らずと云ひ放して無頓着あるが如し本來
我日本國人は主として改正を求るものなり然かも我れ
より多を求るに非ず之を論へば我れは買はんとて外
國は賣らんとする其間に到底直段の高さが爲めに不本
意ながら暫く新聞を中止せざる可らざるの今日に至り
このみ諸外國政府が世界普通相應の價を申出すからば
我々日本國民は明日も相談す可し品物引取の用意は
既又調ふたるものなればなり

又ヘラルドが時事新報を評して前説の悪しきを知りて
説と變じたりと言ふは最も解す可らざる所として何を
證據として斯る言を爲すや新報は曾て變説を爲さざる
し、思ふもヘラルドは新報が現行條約確守を聞いて是
れは大變なり日本の重立たる新聞中の一が攘夷論を唱
へ出したりと狼狽して前後の文章も熟讀せず文意をも
玩味せずして自家の意を以て能て迎へ新報の論は悪し
と一筋又思ひ込めたるよからなれども新報決して攘夷
家にあらず不肖ながら友を友として之と交るの徳心の
失はざる積りなり年來我日本國をして不平を懷かしめ
今尙其不平の散せざる原因は在日本の外國人に非ず
して日本政府と外國政府との間に存在する條約なり而
して此條約を改むるは公平の手段を拒むものは我が友
は非ざるあり故もヘラルド新聞にても現行の條約を公
平ありと妄信して其改正を拒むの意あらば新報は直に
其筆敵たる又躊躇せざる可し但しヘラルド記者も亦老
成なれば其友を友として友と友との交際を妨る今の
條約を敵視する者からん我輩の深く信する所なり

電報

○花房次官、五品共進會 福嶋十月一日午後特發
花房農商務次官は本日午後四時來省若り當地にて開會
中ある五品共進會後賞授與式を執行するに付海軍樂隊
來福せり
○新取引所總會 大坂十月一日午後特發
昨夜大坂新取引所の總會を開きたるが營業實施は條例
の改正あるに付引合は勿論役會員は解散して創立費
は株式、米商兩會所より受取る事と爲り株式取引所は
總會株式七千圓を堂嶋米商會所は三千圓を出金すると
に決しり
○郡區長會議 神戸十月一日午後特發
本縣書記官木場貞長氏は昨夜歸縣したるに付本日より
郡區長を招集して市町村制度の件に付き會議を開けり
○警部長の上京 神戸十月一日午後特發
警部長會議に列席の爲め各府縣警部長は續々當港を經
て上京するものなるが當縣警部長宮内愛亮氏は明後日
出發の筈あり
○警部長の上京、馬の共進會 仙臺十月一日午後特發
本縣警部長菅井誠美氏は本日上京の途に就けり
當公園地は於て本日より二歳馬の共進會を開き本縣
よりの出馬は總て百餘あり

○共進會 佐賀十月一日午後特發
本縣管内共進會は本日より開會せり
○明宮殿下 是去月二十九日吹上御苑へ成せられ刺磨
王、守正王、博恭王、邦芳王及學習院生徒を召せ給ひ又
翌三十日は相州江ノ嶋へ成せられ即日御歸殿在せ給ひ
たるよし
○二品冕親王 は一昨三十日出京して廻町區富士見町
五丁目同宮邸へ着されたるよし

宮廷録事

○行營 皇太后宮には係り仰せ出されたる如く昨日
午前八時三十分青山御所御出門にて芝公園の能樂堂へ
行營番の能組を御覽ありて日没前還營遊ばされたり
當日御陪乘は萬里小路典侍、供奉は杉太夫、兒玉亮、中
御門權典侍、吉田權掌侍、竹屋權掌侍、松室七等出仕、高
階侍醫、生源寺權命婦等ありしと
○鮮魚下賜 皇女御降誕在せ給ひしに付青山、赤坂の
兩御所より御産所へ數々の鮮魚を進せられ又徳大寺侍
從長を始め宮内奉仕の諸氏は宮中及御産所へ伺候して
祝賀を申上りたるよし
○内閣會議 昨日午前定時より各大臣内閣に參集して
閣議を開き午後三時頃退散せり
○府縣制 兼て本紙上に記載せし府縣制は既に内閣法
制局の調査も了りたる趣にて昨日元老院に廻付したる
よし又其筋では府縣制施行に付取扱の規則と當時
取調中なり是れも成案の上は内閣に出し法制局の調
査に付し本制と共に發布せらるべしといふ
○取締の内訓 昨今世上一種の流行ありて府縣知事
の施政上につき不滿の簡條ある時は人民に於て總代を
撰み質問を爲し其しきは辭職を勧告するなどの舉動あ
るより或る部分の人々は之れを其儘に打捨て置く時は
終に一の慣習を爲し憲法發表の日に當り慢に人心を煽
動する輩の出顯するやも計り難し左ある時は昨年の秋
地方長官を會同し總理大臣より憲法欽定の大要を訓示
せし趣意もも抵觸すべければ今日より其輕率にして成
法に觸るるものは一切寛假せず相當の處分を爲すこと
則要なれば地方官に其意を内訓するところ至當なれとの
説盛んなるよし

雜報

○十州鹽田の處分 井上農商務大臣は日本經濟協會の
大困難に於て未だ片付かざりし二件の其一たるナリ
ハス處分は昨今漸く其局を收めたるに付き今度又また
唯一の殘りたる十州鹽田會の紛糾を解きて大に農商事
務の斷行を急ぐに就ては既又其事に及びたるよし一十
先日の紙上に記せしところ今同大臣が十州鹽田に係る
意見の要ありと云ふを聞くに相成ることなれば採廢事
業に期限あると設くべきものならねども一旦干渉して
今日の様に成行する以上は何分致方なきや十州の
鹽田を通過したるうへ天時地利に由りて營業を見合す
べき期日の様々異なる中を就き最も日數少きものを
取て標準に定め此定を以て一箇年間採鹽休業の期限
となしては如何との意見もあるよし
○新聞紙の遞送費 郵便料は今の儘即ち一枚一錢とし
て發行所三里以外の地は一切私しの配達を禁せんとは
郵便當局者の考案かれども配達拘束法さへ其結果の不
便不利なる可きと況して一枚の遞送料を従前の通り一

錢とありては法律制定は如何に政府の
世間の苦痛甚しかる可ければ是非とも
たき當局者の志願からば責めては郵便
間苦痛の度を軽くすべしとの議内閣も
は之を半減して一枚五厘と申出しられ
ては如何と目下頻りに郵便金の事に就
しき様子ありと云ふ新聞紙遞送料の高
度世間に言ふ處なれば今に始むる事
の評議あるは世人の聞て喜ぶ所なるべ
減の利益を買ふが爲めに配達法の拘束を
は寧ろ今の儘と安んずる方購讀者の爲め
爲めにも便利あるべし今の儘にしては
を購讀者の人口の多き處又は新聞社が私
りて十分廉價に配達の道を開きて殆ど
様なり斯る地方の購讀者は無料遞送又
を拂ふて新聞紙を購讀し得るの便あるに
便局の配達と變れば遞送費は俄増し且
ありて購讀者も新聞社も其不便を感ず
り左れば郵便の當局者よりして視れば是
料配達地方又は聊か不便ならんれども
本全國中に幾箇處かある此の僅々の場所
なればとて全國到る處に五厘又は四厘位
を得ば其利便は今日に幾倍して且つ價
る可き不都合をば償ふて餘りあるべしと
ならん新聞紙配達の利害を唯だ土地の廣
に判斷すれば石の考へも左なる事ながら新
土地の廣狹には由らずして人々の多寡人
るものあり何へば東京ハ土地の面積僅に
と雖ども新聞紙の賣高多きは幾る全國を
敵する能はずなれば總令へ郵便賃は四厘
も最上の得意場所たる今日無料遞送の區
より不便不利に陥り購讀者と新聞社の
歩して知識の普及は甚しき妨害を與へ
は利する處あるべきやと云ふに所詮其見
其故如何にと云ふに今の遞送料にては尙
は大損ありと云ふに之を五厘、四厘に減
縦令へ新聞紙の郵便遞送高は今より十數
るも決して利する處なきのみか實錄
こは配達高愈々多くして郵便局の損失益
談もあるべし官民共不便不利に陥るも
法を實施せざる可からざるの必要ありや
を欲する處なるべし
○郵便取扱規則 郵便法を原案の儘にて
として遞信省内信局にては過般來同局
村虎之助兩氏を命じ郵便取扱規則の取
もめし其草案も取調したるよし
○高等官昇用試験 昨日午前八時三十分
永田町二丁目の總理大臣官邸の樓上
右に付同委員長渡邊帝大總長を始め各
立合ふたりと
○支那人歸住禁止條例 過る千八百八十二
府が支那との間を締結したる支那人移住制
限は明年を以て盡くるが故に之を繼續せ
國務卿ハイヤー氏と華盛頓駐在支那公使
表して議決しざる條約は尙ほ不足の所

中村座開業廣告

當興行來る三日午前九時開場初日は例之
通無代買三日午前直段三日日本直受惣幕

英語演說會

來十三日午後二時北神保町神保園ニ於テ開會
米書牛社會ノ勸助ヲ説話ス會費五錢但會員并婦人
ハ勸助無料ノ旨今毎月一可罷モ其詳ニテ

每月第二金曜會頭

會日午後六時開會
致書問テ員若便會ヲシテ